

「鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務指名競争入札参加者等の指名基準等に関する要綱」の運用について

令和7年12月24日 鹿児島県農政部工事監査

「鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務指名競争入札参加者等の指名基準等に関する要綱」（以下、「指名要綱」という。）については、当分の間、次のとおり運用します。

1 適用範囲

運用は、「鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務指名競争入札参加資格審査要綱」の業務のうち、農政部が所管する土木関係建設コンサルタント業務及び地質調査業務に適用します。

2 指名の基本的考え方

- (1) 原則として県内に本店を有する業者（以下、「県内業者」という。）を指名します。
- (2) 県内業者の指名に当たっては、業務に必要な有資格者数など、技術力を重視して指名を行います。
なお、業務の内容によっては、地域性などを考慮して指名を行います。
- (3) 高度な技術力を要する業務や特殊な業務については、当該業務の実績を有する県内業者及び県外に本店を有する業者（以下、「県外業者」という。）を指名することとし、県外業者については、県内に営業所を有する業者を優先的に指名します。

3 指名の手順

- (1) 農政部所管の土木関係建設コンサルタント業務について、鹿児島県測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格者登録結果表において、希望業務内容の欄に「農業土木」○（実績あり）又は○（希望）である業者を選定します。同様に地質調査業務について希望業務内容の欄に「地質調査業務」○（実績あり）又は○（希望）である業者を選定します。
- (2) (1)で選定した業者ごとに自己資本額、受注実績額、有資格者数、技術者継続教育、業務成績評定点、地域貢献度を基に算定した総合点数に従い選定表を作成します。
- (3) 各地域振興局、各支庁（事務所を含む。）（以下、「振興局等」という。）は、選定表を基に、振興局等ごとにそれぞれの地域性を考慮した指名候補者リストを作成します。
- (4) (3)の指名候補者リストに記載の業者のうち県内業者について、総合点数の上位順に、A、B、Cの3グループに区分します。
【A・Bグループ（各20者程度）、Cグループ（それ以外）】
- (5) 原則として、別表1において業務の難易度の区分ごとに定める指名グループの中から指名要綱別表（第2条関係）の3において設計金額の区分ごとに定める業者数を指名します。

4 その他

- (1) 振興局等は、選定表に掲載されていない業者については、管内の公共事業（国、県、市町村及び公社・公団の事業）の業務実績などを勘案して、入札契約手続運営委員会の審議を経て指名候補者リストに追加します。
- (2) 本運用は、令和8年6月1日以降に指名通知を行う業務に適用します。
- (3) 選定表及び指名候補者リストについては、毎年、更新を行います。

業種区分	有資格者	
農業土木関係建設コンサルタント業務	技術士（技術士法（昭和 58 年）） <ul style="list-style-type: none"> ・建設部門（鉄道を除く） ・農業部門（選択科目：農業農村工学） ※技術士法施行規則の改正する省令の施行前（選択科目：農業土木） <ul style="list-style-type: none"> ・森林部門（選択科目：森林土木） ・水産部門（選択科目：水産土木） ・応用理学部門（選択科目：地質） ・総合技術監理部門（上記各部門） 	RCCM（社団法人建設コンサルタント協会） <ul style="list-style-type: none"> ・左記（技術士）各部門及び造園に限る。 1級土木施工管理技士（建設業法（昭和 24 年）） 測量士（測量法（昭和 24 年）） 農業土木技術管理士（社団法人土地改良測量設計技術協会） 畑地かんがい技士（社団法人畠地農業振興会） 土地改良専門技術者（農林水産省農村振興局長通知） 農業水利施設機能総合診断士（社団法人農業土木事業協会） 農業用ため池管理保全技士（社団法人土地改良測量設計技術協会）
地質調査業務	技術士（技術士法（昭和 58 年）） <ul style="list-style-type: none"> ・建設部門（選択科目：土質及び基礎） ・応用理学部門（選択科目：地質） ・総合技術監理部門（上記各部門） 	RCCM（社団法人建設コンサルタント協会） <ul style="list-style-type: none"> ・地質部門、土質及び基礎部門に限る。 測量士（測量法（昭和 24 年）） 1級さく井技能士（職業能力開発促進法） 地すべり防止工事士（一般社団法人斜面防災対策技術協会） 地質情報管理士（社団法人全国地質調査業協会連合会） 地質調査士（社団法人全国地質調査業協会連合会）

業種区分	技術者継続教育
農業土木関係建設コンサルタント業務	公益社団法人農業農村工学会 技術者継続教育機構
地質調査業務	公益社団法人農業農村工学会 技術者継続教育機構

別表1 (業務難易度の目安)

● 土木関係建設コンサルタント業務

区分	業務の難易度	業務の内容	指名グループ
1	特に高度な技術力を要する業務	ダム, 頭首工, ポンプ場, 水路工, 畑地かんがい, 農道, 解析業務等	県内A
2	高度な技術力を要する業務	頭首工, ポンプ場, 水路工, 畑地かんがい, 農道, ため池改修, 解析業務等	県内A
3	普通の技術力を要する業務	水路工, 畑地かんがい, 農道, ため池改修等	県内A 県内B
4	普通の技術力を要する業務のうち, 簡易な業務	農道, 水路工等	県内B 県内C

注) 県外業者については、上記区分の1と2, 及び3のうち県内業者が対応困難な特殊業務について指名の対象とする。

注) 上記区分の目安については、別紙1「土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）設計業務標準歩掛の難易度補正」を参考とする。

土木関係建設コンサルタント指名候補者総合点数の算定確認表(農政部の記載例) 【一般及び補償コンサルタント用】

許可番号	商号又は名称	希望業内容 「農業土木」 実績業務(○) 又は 希望業務(○)	本社所在地	自己資本額	受注実績額 (過去2ヶ年の平均)		有資格者数	技術者継続教育 (20CPD以上)	業務成績評定点 (過去2ヶ年の平均)	優良業務 (過去3ヶ年の実績)	地域貢献度 (ボランティア)	地域性	(9) 総合点							
					自己資本額 (千円)	① 評価点	平均実績 (千円)	② 評価点	技術力	③ 評価点	取得者 (人)	④ 評価点	⑤ 平均実績 (点)	⑤' 重み	回数	⑥ 評価点	実績 (回数)	⑦ 評価点	主たる 作業所	⑧ 評価点
5100	○○コンサルタント株	○	○○市	60,000	50	55,000	40	650	195	11	25	81	1.33	1	5	7	25	○○市	25	473
5200	△△測量設計株	○	△△町	30,000	40	25,000	30	500	150	8	20	78	1.06	1	5	4	20	△△市	0	348
5300	□□技術	○	□□町	15,000	30	8,000	20	400	120	5	12.5	74	0.8			3	15	□□市	0	257

評価合計点(算定式)=⑨=①+②+③+④+(⑤×⑤')+⑥+⑦+⑧

【※③, ⑤×⑤', ⑨は小数点1位四捨五入で整数止めとする。】

自己資本額(千円)	① 評価点
5,000未満	10
5,000以上～10,000未満	20
10,000以上～20,000未満	30
20,000以上～50,000未満	40
50,000以上	50

有資格者 (対象資格)		③' 重み	③ 評価点
1級土木施工管理技士		2	
測量士		4	
技術士	農業農村工学	8	
	その他	6	
RCCM	農業土木	6	
	その他	4	
農業土木技術管理士		6	
畠地かんがい技士		6	
土地改良専門技術者		4	
農業水利施設機能総合診断士		6	
農業用ため池管理保全技士		2	

下記の計算式で算定

技術者継続教育 (前々年度CPD20以上)	④ 評価点
0	0
1人以上 ～ 9人以下	2.5 (点/人)
10人以上	25

※農業農村工学会技術者継続教育機構会員
かつ「技術者情報入力表」に示す有資格者とする。

地域貢献度 (過去3ヶ年のボランティア実績)(回数)	⑦ 評価点
0	0
1	10
2～3	15
4～5	20
6以上	25

※農業農村に関するボランティア活動とする

⑤業務成績評定点 (過去2ヶ年平均)	⑤' 重み
75.0未満	0.8
75.0以上 ～ 83.0未満	0.8 ～ 1.5
83.0以上	1.5
未受託者等は77	1

※業務成績評定点の平均値は小数点第2位を四捨五入し、第1位止めとする。

※未受託業者等には評定がされない業務を含む

優良業務表彰の有無 (過去3ヶ年の実績)	⑥評価点 (表彰1回当り)
農政部長表彰	5
農林水産部長表彰	5

※評価点=表彰回数×5点、上限15点

受注実績額(千円) (過去2ヶ年の平均)	② 評価点
5,000未満	10
5,000以上～10,000未満	20
10,000以上～50,000未満	30
50,000以上～100,000未満	40
100,000以上～	50

※「県営農業農村整備事業」における直近2ヶ年の年平均受注実績額

※「県営農業農村整備事業」とは、各振興局・支庁・事務所農村整備課、曾於畠地かんがい農業推進センター水利事業課、屋久島事務所農林普及課農村整備係、喜界事務所農村整備係が発注する業務

※技術力=有資格者数×③'
重み
※③評価点=技術力÷1000×300点
※技術士(農業農村工学)には農業土木及び総監の該当部門を含む。
※技術士及びRCCMのその他部門とは建設部門、森林土木、水産土木、地質、総監の該当部門とする。
※技術士及びRCCMでは複数部門保有していても1資格として評価する。農業農村工学、農業土木と併せてその他部の資格を複数有する場合は農業農村工学、農業土木として算定する。
※重みは45才未満には1/2加算する。
※70歳以上の有資格者は過去3年に管理技術者、照査技術者、主任技術者の実績の実績がある者を評価する。

土木関係建設コンサルタント指名候補者総合点数の算定確認表(農政部の記載例) 【地質調査業コンサルタント用】

許可番号	商号又は名称	希望業内容 「地質調査」 実績業務(○) 又は 希望業務(○)	本社所在地	自己資本額	受注実績額 (過去2ヶ年の平均)		有資格者数	技術者継続教育 (20CPD以上)	業務成績評定点 (過去2ヶ年の平均)	優良業務 (過去3ヶ年の実績)	地域貢献度 (ボランティア)	地域性	(9) 総合点							
					自己資本額 (千円)	① 評価点	平均実績 (千円)	② 評価点	技術力	③ 評価点	取得者 (人)	④ 評価点	⑤ 平均実績 (点)	⑤' 重み	回数	⑥ 評価点	実績 (回数)	⑦ 評価点	主たる 作業所	⑧ 評価点
5100	○○コンサルタント株	○	○○市	60,000	50	55,000	40	650	195	11	25	81	1.33	1	5	7	25	○○市	25	473
5200	△△地質株	○	△△町	30,000	40	25,000	30	500	150	8	20	78	1.06	1	5	4	20	△△市	0	348
5300	□□技術	○	□□町	15,000	30	8,000	20	400	120	5	12.5	74	0.8			3	15	□□市	0	257

$$\text{評価合計点(算定式)} = ⑨ = ① + ② + ③ + ④ + (⑤ \times ⑤') + ⑥ + ⑦ + ⑧$$

【※③, ⑤ × ⑤', ⑨は小数点1位四捨五入で整数止めとする。】

自己資本額(千円)	① 評価点
5,000未満	10
5,000以上～10,000未満	20
10,000以上～20,000未満	30
20,000以上～50,000未満	40
50,000以上	50

有資格者 (対象資格)		③' 重み	③ 評価点
測量士		2	下記の計算式で算定
技術士	土質及び基礎	5	
	地質	5	
RCCM	土質及び基礎	2	下記の計算式で算定
	地質	2	
一級さく井技能士		2	
地滑り防止工事士		2	
地質情報管理士		2	
地質調査技士		2	

※技術力 = 有資格者数 × ③'
重み
※③評価点 = 技術力 ÷ 1000 × 300点
※技術士は建設部門(土質及び基礎), 応用理学部門(地質)総監の該当部門とする。
※RCCMも同様とする。
※技術士及びRCCMでは複数部門保有していても1資格として評価する。
※70歳以上の有資格者は過去3カ年に主任技術者の実績がある者を評価する。

技術者継続教育 (前々年度CPD20以上)	④ 評価点
0	0
1人以上 ～ 9人以下	2.5 (点/人)
10人以上	25

※農業農村工学会技術者継続教育機構会員かつ「技術者情報入力表」に示す有資格者とする。

⑤業務成績評定点 (過去2ヶ年平均)	⑤' 重み
75.0未満	0.8
75.0以上 ～ 83.0未満	0.8 ～ 1.5
83.0以上	1.5
未受託者等	77

※業務成績評定点の平均値は小数点第2位を四捨五入し、第1位止めとする。

※未受託業者等には評定がされない業務を含む

優良業務表彰の有無 (過去3ヶ年の実績)	⑥評価点 (表彰1回当り)
農政部長表彰	5
農林水産部長表彰	5

※評価点 = 表彰回数 × 5点、上限15点

地域貢献度 (過去3ヶ年のボランティア実績)(回数)	⑦ 評価点
0	0
1	10
2～3	15
4～5	20
6以上	25

※農業農村に関するボランティア活動とする

地域性 (評価は所在する地域振興局等)	⑧ 評価点
主たる作業所なし	0
主たる作業所あり	25

※評価は所在する地域振興局等が行う。

受注実績額(千円) (過去2ヶ年の平均)	② 評価点
5,000未満	10
5,000以上～10,000未満	20
10,000以上～50,000未満	30
50,000以上～100,000未満	40
100,000以上～	50

※「県営農業農村整備事業」における直近2カ年の年平均受注実績額
※「県営農業農村整備事業」とは、各振興局・支庁・事務所農村整備課、曾於畠地かんがい農業推進センター水利事業課、屋久島事務所農林普及課農村整備係、喜界事務所農村整備係が発注する業務

令和7年度 農林水産省 土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)設計業務標準歩掛の難易度補正值を参考に設定。

技術区分 工種	構想設計又は基本設計		実施設計			備考
	普通の技術力を要する業務	高度な技術力を要する業務	普通の技術力を要する業務	高度な技術力を要する業務	特に高度な技術力を要する業務	
頭首工	・普通の技術力を要するもの ・河川協議を伴うもの	・高度な技術力を要するもの ・河川協議を伴うもの	・構造が単純で規模が小さいもの	・土砂吐・洪水吐等付帯施設を有するもの ・1m ³ /s以上のもの	・高度な技術力を要するもの ・河川協議を伴うもの	
渓流取水工	・普通の技術力を要するもの ・河川協議を伴うもの	・高度な技術力を要するもの ・河川協議を伴うもの	・構造が単純で規模が小さいもの	・土砂吐・洪水吐等付帯施設を有するもの ・1m ³ /s以上のもの	・高度な技術力を要するもの ・河川協議を伴うもの	
ポンプ場	・普通の規模のもの	・規模の大きいもの ・口径1000mmを超える用水機場 ・口径2000mmを超える排水機場 ・高度な技術力を要するもの ・河川協議を伴うもの	・規模の小さいもの ・口径350mm以下の機場	・普通の規模のもの	・規模の大きいもの ・口径1000mmを超える用水機場 ・口径2000mmを超える排水機場 ・高度な技術力を要するもの ・河川協議を伴うもの	
水路工	・普通の技術力を要するもの	・高度な技術力を要するもの ・特に規模の大きいもの ・河川協議を伴うもの	・普通の技術力を要するもの	・構造が複雑なもの ・附帯施設が多いもの	・高度な技術力を要するもの ・特に規模の大きいもの	
ほ場整備	・普通の技術力を要するもの	・高度な技術力を要するもの ・施工場所が急傾斜地の場合 ・施工場所が地すべり地帯の場合 ・事業計画を取りまとめるもの	・普通の技術力を要するもの	・高度な技術力を要するもの ・施工場所が急傾斜地の場合 ・施工場所が地すべり地帯の場合 ・施工場所が都市近郊の場合	・特に高度な技術力を要するもの(施工場所等の条件を勘案)	
畑地かんがい	・普通の技術力を要するもの	・高度な技術力を要するもの ・施工場所が急傾斜地の場合 ・施工場所が地すべり地帯の場合 ・事業計画を取りまとめるもの	・普通の技術力を要するもの	・高度な技術力を要するもの ・複雑な施設設計の場合 ・施工場所の現場条件が特殊な場合	・特に高度な技術力を要するもの(施工場所等の条件を勘案)	
営農飲雑用水施設	・普通の技術力を要するもの	・高度な技術力を要するもの ・施工場所が急傾斜地の場合 ・施工場所が地すべり地帯の場合 ・事業計画を取りまとめるもの	・普通の技術力を要するもの	・高度な技術力を要するもの ・複雑な施設設計の場合 ・施工場所の現場条件が特殊な場合	・特に高度な技術力を要するもの(施工場所等の条件を勘案)	
農道	・普通の技術力を要するもの	・高度な技術力を要するもの ・施工場所が市街地の場合 ・施工場所が急峻な山間地の場合 ・橋梁設計	・普通の技術力を要するもの	・構造が複雑なもの ・附帯施設が多いもの	・高度な技術力を要するもの ・施工場所が市街地の場合 ・施工場所が急峻な山間地の場合	
ため池改修	—	—	・普通の技術力を要するもの	・高度な技術力を要するもの ・設計洪水量20m ³ /s以上のもの ・取水塔・取水トンネル形式 ・軟弱地盤(N値≤4程度)以下のもの	—	
備考						